

令和8年度沖縄市保育巡回支援事業業務委託（概要仕様書）

1. 委託業務名称

令和8年度沖縄市保育巡回支援事業業務委託

2. 目的

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育士、保育事業者を対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌平日～令和9年3月31日まで

4. 対象施設対象施設（全85園）

以下に掲げる沖縄市内の施設又は事業（以下「保育所等」という。）。

- (ア) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園・・・(59園)
- (イ) 幼稚園型認定こども園・・・(1園)
- (ウ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業・・・(23園)
- (エ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事・・・(2園)

5. 業務内容

受託事業者は、令和7年8月21日付こ成保第488号こども家庭庁成育局長通知「保育人材確保事業の実施について」別添8「保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）の基準を満たす沖縄市が実施する事業として、以下のとおり事業を行う。

(1) 保育士への巡回支援事業

① 事業内容

保育士支援アドバイザーを配置し、保育所等に勤務する保育士に対し、保育士スキルアップや保護者への適切な対応方法、保育士の働き方の見直し、保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価等に関する助言・指導を行うため、市内の保育所等への巡回相談を行う。

保育士支援アドバイザーは、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。

- (ア) 保育業務全般に関する助言又は指導
- (イ) 業務改善、その他勤務環境の改善に関すること
- (ウ) 保育所事業者や保育士への保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言又は指導
- (エ) その他保育士への助言又は指導に関することや当該助言又は指導に付随する関係機関との調整に関すること

② 保育士支援アドバイザーの要件

保育士支援アドバイザーは、本事業の趣旨を理解し、②に掲げる事業に関する専門知識及び技術を有する者。

(ア) ②（ア）の業務を行う者の要件

以下に掲げる要件をいずれも満たしている者

- ・ 保育士資格を有している者又はこれに準じる者
- ・ 保育所等において10年以上の保育業務の経験を有する者又はこれに準じる者
- ・ 保育士に対する相談支援業務を適切に実施できる者

(イ) ②（イ）の業務を行う者の要件

- ・ 社会保険労務士などの労務管理に関する専門的な知見を有する者

(ウ) ②（ウ）の業務を行う者の要件

- ・ 保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言・指導について知見を有する者

③ その他

本事業の目的に鑑み、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 保育士支援アドバイザーは、相談支援を行った保育士について、相談内容等を記録して管理し、また、保育所等の業務改善に関する研修の受講や事例の収集に努め、知見の蓄積を行うとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育士への継続的な支援に努めること。

(イ) 保育士支援アドバイザーは、沖縄市と連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。

(2) 保育事業者への巡回支援事業

① 事業内容

保育事業者支援コンサルタントを配置し、保育所等において、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを行い、保育人材の離職防止を図るとともに、保育の質の向上を図るため、保育所等の事業者（以下「保育事業者」という。）

に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや業務負担軽減・業務の再構築などの業務改善等に関する助言又は指導を行うため、市内の保育所等への巡回相談を行う。

保育事業者支援コンサルタントは、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導・支援を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。

(ア) 保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導

(イ) 保育の質の向上に関すること

(ウ) 事故の防止に関すること

(エ) 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること

(オ) 職員の勤務時間の改善（休憩時間の確保を含む）や有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度や短時間勤務制度、子の看護休暇・介護休暇制度等の整備に関すること

(カ) 産休・育休後のキャリアパスの明確化や職場復帰支援プログラムの作成、技能・経験・役割に応じた処遇の整備に関すること

(キ) 保育所等におけるICT化の推進に関すること

(ク) 保育業務の書類作成の省力化に関すること

(ケ) 業務改善、その他勤務環境の改善に関すること

(コ) 保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言又は指導

(サ) 保護者等の対外的な対応の支援

(シ) その他保育事業の円滑な運営に関すること

② 保育事業者支援コンサルタントの要件

保育事業者支援コンサルタントは、本事業の趣旨を理解し、①に掲げる業務に関する専門的な知見を有し、適切に実施することができる者。

(ア) ①（ア）～（エ）の業務を行う者の要件

- ・ 保育事業者に対する相談支援業務を適切に実施することができる者

(イ) ①（オ）～（ケ）の業務を行う者の要件

- ・ 社会保険労務士などの労務管理に関する専門的な知見を有する者

(ウ) ①（コ）の業務を行う者の要件

- ・ 保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言・指導について知見を有する者

③ その他

本事業は、相談支援により保育事業者を支援し、保育所等における保育人材

の離職防止を図ることを目的としているものであることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 保育事業者支援コンサルタントは、相談支援を行った保育事業者について、相談内容等を記録して管理し、また、保育所等の業務改善に関する研修の受講や事例の収集に努め、知見の蓄積を行うとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育事業者への継続的な支援に努めること。

(イ) 保育事業者支援コンサルタントは沖縄市と連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な対応を講じること。

(3) 魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施

① 事業内容

保育所等において保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを行うとともに、保育士の離職防止を図るため、保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催する。

② その他

保育事業者支援コンサルタント等とも連携しつつ、助言指導を行った保育所等の実践例を紹介するなど、参加する保育所等に対して、働き方改革を実践しやすい研修内容とするなど工夫すること。

6. 成果品

実績報告書（電子データ含む。）

実績報告書には、5（1）及び5（2）に規定する支援事業の記録書を集計・分析した概要職を含めること。

7. その他

(1) 業務の詳細や工程等の管理については、沖縄市と十分に協議すること。

(2) 本業務に関連する個人情報の取り扱いについては、法令及び市条例の規定を順守し、外部に漏洩しないよう対策を講じること。また、目的外に利用しないこと。契約終了後も同様とする。

(3) 業務に関する資料及び成果品等は、全て沖縄市に帰属するものとし、沖縄市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。これについては、契約終了後も同様とする。なお、本業務に使用する写真等についてはその著作権者（著作権者）に承諾を得るなど法的に留意しながら進めることとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市

- は責任を負わない。
- (4) 委託業務に関して委託者から提出されたデータは、委託者の承諾を得ることなく使用、公表及び貸与してはならない。
 - (5) 業務終了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
 - (6) 本業務の履行にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方で協議を行い定める。